

公表日：令和5年6月30日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	74.6%
正社員	81.7%
非正社員	75.4%

対象期間：令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

賃 金：基本給、超過勤務に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当、旅費等を除く

正 社 員：出向者は除く

非正社員：嘱託、月給制の契約社員、フルタイム及びパートタイマー

※ 人員数については、毎月の給与支給日現在に在籍する人員数で算出

【注釈・説明】

- 在籍社員比率は男性労働者が91.8%、女性労働者が8.2%となっております。
- 当社では、性別で賃金に差がない賃金制度を採用しておりますが、差異が生じた主な要因としては、女性労働者の大半は事務職員を務めており、男性労働者の大半は手当が多く支給される乗務員及び指導員を務めていることが影響しております。
- 非正社員は、事務職員の男性労働者は比較的賃金の高い嘱託が多く、女性労働者は年間を通して労働時間の少ないパートタイマーが多いことが主な要因となっております。